

改正

平成25年6月20日告示第66号

平成26年3月20日告示第14号

平成28年2月10日要綱第5号

信濃町起業等人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の区域内（以下「町内」という。）において起業の創出並びに起業者及び関係者の定住等の促進を図るため、町内において起業する者に対し、事業に要する経費の一部について予算の定めるところにより起業等人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、この補助金の交付については、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ 個人が現在の家業を継承し、かつ、新規事業を開始する場合

エ 会社が現在の事業を継承し、かつ、新規事業を開始する場合

オ 事業を営んでいる個人が新たに会社を設立し、かつ、新規事業を開始する場合

(2) 事業展開する者 前項第1号ウ、エに規定する者をいう。

(3) 起業の日 法人の場合にあっては、会社設立の日又は新規事業開始の日、個人事業者の場合にあっては、開業の日又は新規事業開始の日をいう。

(4) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいう。

(5) 補助事業等 補助金の対象となる事務又は事業をいう。

(6) 補助事業者 補助事業等を行う者いう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において補助事業

年度内に起業をしている者又は起業を予定している者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に在住しているか、補助事業年度内に町内に在住できる者
- (2) 起業塾（平日夜コース、日曜日コース）を受講し、優秀なビジネスプランを作成した者
- (3) 町税等の滞納がない者
- (4) 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、既に当該許認可等を受けている又は申請年度内に受けようとしている者
- (5) 本補助金の交付を受けてから5年以上町内に定住し、事業を継続できる者
(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次に定める経費の合計額とする。ただし、当該経費で国、県その他の機関から補助金、負担金、その他これに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得、整備したものについては当該経費から補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を補助対象経費とする。

- (1) 店舗等新築工事費（増改築を含む。）
- (2) 設備費
- (3) 開業に伴う広告宣伝費
- (4) 事務所や設備備品等の賃借料
- (5) 備品購入費
- (6) その他、起業にあたって必要と認められる経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度予算に定める額の範囲内とし、補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、千円未満は切り捨てる。ただし1件当たりの補助金は、100万円を限度とする。なお、事業展開する者の場合は、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の規定による申請は、信濃町起業育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し（法人の場合は代表者のもの）
- (3) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）

- (4) 事業計画書（様式第2号）
- (5) 収支予算書
- (6) 事業所等の開設に係る設備・備品等の見積書
- (7) 事業所等の賃貸借契約書等の写し又はこれに類するもの
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付の申請は、第3条第2号に規定するビジネスプランを作成した日から2年を経過した場合は、受け付けない。

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者が申請に必要な条件を整えていると認めるものについて、第15条に定める信濃町起業等人材育成支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて、補助対象者として適否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助対象者を決定した場合は、信濃町起業育成支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、速やかに結果を通知しなければならない。

（申請内容の変更）

第8条 補助対象者は、補助対象事業が次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに信濃町起業育成支援事業補助金補助対象事業変更・中止・廃止届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 申請書又は添付書類に記載した事項に変更（軽微なものを除く。）があったとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了せず、又は補助対象事業の遂行が困難となったとき。

（報告及び指示）

第9条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、指定事業者に対して、補助対象事業に関し報告を求め、又は関係帳簿を調査することができる。

2 町長は、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、指定事業者に対して、当該補助対象者の実施について、必要な指示を与えることができる。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、信濃町起業等人材育成支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、信濃町起業等人材育成支援事業実績報告書（様式第

6号)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 事業に係る経費の支払を証明する書(通帳の写し及び振込依頼書の写し)
- (4) 個人事業の開廃業等届出書(個人事業の場合に限る。)
- (5) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種の場合に限る。)
- (6) 事務所等の賃貸借契約書の写し(事務所等が賃貸借の場合に限る。)
- (7) 事務所等新設、増築等の工事完成写真(改修箇所のわかるもの)又は購入した備品等の写真
- (8) 補助金交付申請時に町外在住者にあつては、転入後の住民票の写し又は住民票異動確約書
- (9) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、信濃町起業等人材育成支援事業補助金の額の確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第13条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助の措置を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 故意又は重大な過失により事業を廃止したとき。

2 町長は補助対象事業の指定を取り消したときは、信濃町起業等人材育成支援事業補助金取消決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(審査委員会の設置)

第14条 第6条の規定により申請された事業が、この要綱の目的及び補助条件に該当するか否かを審査するため、及び要綱の運営方法を協議するため、審査委員会を設置する。

(組織)

第15条 審査委員会は、町長が任命又は委嘱する次に掲げる者で組織する。

- (1) 信濃町商工会長
- (2) 信濃町副町長
- (3) 信濃町総務課長
- (4) 信濃町産業観光課長

2 委員の任期は、事業年度の3月31日までとする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会長及び副会長)

第16条 審査委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長には、信濃町副町長をもって充て、副会長には信濃町商工会長をもって充てる。

(審査委員会の会議)

第17条 審査委員会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 審査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月20日告示第66号)

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日告示第14号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の信濃町起業等人材育成支援事業補助金交付要綱は、平成24年11月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月10日要綱第5号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)